

○宮崎大学医学部履修細則

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成16年7月14日 平成16年3月21日  
平成17年12月14日 平成18年3月3日  
平成19年3月20日 平成21年3月17日  
平成22年3月21日 平成22年9月30日  
平成23年7月6日 平成23年12月7日  
平成26年3月5日 平成27年1月14日  
平成27年3月20日 平成28年2月5日  
平成28年10月5日 平成30年3月7日  
平成31年3月6日 令和2年1月8日  
令和2年2月5日 令和2年11月4日  
令和3年3月3日 令和3年4月7日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学医学部規程（以下「医学部規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、医学部が開講する科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(単位修得及び履修の認定)

第2条 授業科目の単位修得及び履修の認定は、試験等に基づき、科目担当教員が行うものとする。

(受験資格)

第3条 学生は、各授業科目の講義・実験・実習及び実技のそれぞれの時間数の3分の2以上出席しなければ、原則として試験の受験資格を認められない。

(特別欠席の取扱)

第4条 次の理由により欠席する者は、所定の特別欠席許可願を医学部医療人育成課に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当教員は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

(1) 忌引

父母及び配偶者にあつては、7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。

(2) 天災

大学が必要と認める日・時間

(3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。

(4) その他やむを得ない事情で教務委員会が認めたとき。

ただし、事前に特別欠席許可願の提出が可能なものについて、事前提出がなされなかった場合は特別欠席と認めないこととする。

(試験の種類)

第5条 試験は定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、原則として学期末に行う。

3 前項に定める試験のほか、担当教員は、学修成果の評価を随時行うことができる。

(追試験)

第6条 定期試験の受験資格を有する者が、正当な理由により当該試験を受けることができなかつたときは、科目担当教員の承認を得て追試験を受けることができる。

(再試験)

第7条 定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者は、科目担当教員の承認を得て再試験を受けることができる。

2 再試験の成績評価は、60点を上限とする。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、評点又は評語をもって表し、可否の認定は、次の基準どおりとする。

評点	成績評価基準	評語	認定
100点～90点	到達目標を特に優秀な水準で達成している	秀	合格
89点～80点	到達目標を優秀な水準で達成している	優	合格
79点～70点	到達目標を良好に達成している	良	合格
69点～60点	到達目標の必要最低限は達成している	可	合格
59点～0点	到達目標の必要最低限を達成していない	不可	不合格

(成績評価に対する異議申立て)

第9条 学生は、成績評価に異議がある場合は、医学部医療人育成課を通じて医学部副学部長（教務担当）に異議を申し立てることができる。異議申し立てに関し必要な事項は、別に定める。

(不正行為)

第10条 不正行為をした者は、学務規則により懲戒処分を受ける。

(進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱い)

第11条 医学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第1のとおりとする。

2 看護学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第2のとおりとする。

3 原級した学生は、不合格科目の再履修に支障がないことを条件に、教務委員会及び聴講を希望する科目の担当教員が認める場合、既履修科目並びに次学年の未履修科目を聴講することができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成22年度以降に入学した者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第2は、平成24年度以降に入学した者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成27年度以降に入学した者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成28年度は1年次から3年次に在籍する学生に適用し、4年次から6年次の学生は従前の例による。平成29年度は1年次から4年次に在籍する学生に適用し、5年次から6年次に在籍する学生は、従前の例による。平成30年度は1年次から5年次に在籍する学生に適用し、6年次に在籍する学生は、従前の例による。平成31年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

この細則は、平成28年10月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成30年度は1年次から5年次に在籍する学生に適用し、6年次に在籍する学生は、従前の例による。平成31年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成31年度に1年次に在籍する学生から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の備考3の規定は、令和2年度以降に入学した者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和2年11月4日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、令和3年度は令和3年度に入学した者に適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。令和4年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の備考2の規定は、令和3年度は令和3年度に入学した者に適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。令和4年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

## 別表第1（第11条関係）

## 医学科生の進級・卒業認定基準

学年	進級・卒業要件	在学期間
1年	<p>(1) 基礎教育科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、単位認定試験の不合格科目数が1科目の者については、教授会の議を経て進級を認めることができる。</p> <p>(2) 医学科専門科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。</p> <p>※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。</p>	4年間
2年	<p>(1) 基礎教育科目教育課程表に定められた2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、単位認定試験の不合格科目数（1年次の不合格科目を含む）が1科目の者については、教授会の議を経て進級を認めることができる。</p> <p>(2) 医学科専門科目教育課程表に定められた2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。</p> <p>※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。</p> <p>● 1、2年次の在学期間は4年間であり、期間を過ぎても3年次に進級できない場合は、除籍の対象となる。</p>	
3年	<p>(1) 基礎教育科目教育課程表に定められた1年次、2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。</p> <p>(2) 医学科専門科目（専門基礎科目・基礎医学科目）教育課程表に定められた3年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、公衆衛生学実習は除く。</p> <p>※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。</p>	4年間
4年 SD 資格 認定	<p>(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-1に定められた4年次までに修得すべき所定の科目及び公衆衛生学実習の単位修得に必要な要件を満たすこと。</p> <p>(2) 当該年度に実施される共用試験（CBT・Pre-CC OSCE）の全てに合格すること。</p> <p>※ 第1号に規定する科目の単位修得は、第2号の要件を満たすことにより認められる。</p> <p>※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-1に定められた全ての科目を3年次後期から再履修し、共用試験（CBT・Pre-CC OSCE）の全てに合格するものとする。</p> <p>※ 第1号及び第2号の要件を満たした者には、スチューデントドクターの資格が与えられ、クリニカル・クラークシップIに進むことができる。</p> <p>● 3、4年次の在学期間は4年間であり、SD資格認定が得られず、期間を過ぎても5年次に進級できない場合は、除籍の対象となる。</p>	
5年 CC 進級 判定	<p>(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-2に定められたクリニカル・クラークシップIを履修し、単位修得に必要な要件を満たした上で、クリニカル・クラークシップI到達度試験に合格すること。</p> <p>※ クリニカル・クラークシップI到達度試験の合格によりクリニカル・クラークシップIの単位修得が認められる。</p> <p>※ 第1号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、クリニカル・クラークシップIをすべて再履修し、クリニカル・クラークシップI到達度試験に合格するものとする。</p>	

6年	<p>(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2-2に定められたクリニカル・クラークシップⅡを履修し、単位修得に必要な要件を満たした上で、Post-CC OSCEに合格すること。</p> <p>※ Post-CC OSCEの合格によりクリニカル・クラークシップⅡの単位修得が認められる。</p> <p>※ 第1号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、クリニカル・クラークシップⅡをすべて再履修し、Post-CC OSCEに合格するものとする。</p> <p>● 5、6年次の在学期間は4年間であり、期間を過ぎても卒業できない場合は、除籍の対象となる。</p>	
----	--	--

※在学期間は通算して12年間である。

※休学期間は在学期間に算入しない。

※SD=スチューデントドクター、CC=クリニカル・クラークシップ

別表第2（第11条関係）

看護学科生の進級及び卒業判定基準並びに原級者の取扱い

学年	進級・卒業判定基準
1年	大学教育入門セミナー、専門基礎科目及び専門科目の必修科目をすべて修得し、かつ35単位以上修得した者
2年	2年次までに専門基礎科目及び専門科目の必修科目をすべて修得した者
3年	3年前期までの専門科目の必修科目をすべて修得した者
4年	学務規則第38条の「卒業の認定」の要件を充足した者

備考

1. 各学年の進級及び卒業要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を修得するものとする。
2. 不合格科目の取扱い
  - (1) 卒業の認定に必要な基礎教育科目の不合格科目はすべて再履修とする。
  - (2) 専門基礎科目及び専門科目の選択科目に関しては、不合格科目を再履修するか、他の科目を履修するか、いずれかを選択する。
3. 臨地実習履修基準
  - (1) 基礎看護学実習の履修基準は以下のとおりとする。
    - ①基礎看護学実習Ⅰは、看護学原論、基礎看護技術Ⅰを修得見込みの者であること。
    - ②基礎看護学実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護技術Ⅱ・Ⅲ、看護理論を修得し、かつ看護過程を修得見込みの者であること。
  - (2) 各専門領域看護学実習の履修基準は、①から⑦に指定したそれぞれの専門科目を修得した者とする。
    - ①成人看護学実習Ⅰは、成人看護援助論Ⅳ、成人看護援助論Ⅴを修得した者であること。
    - ②成人看護学実習Ⅱは、成人看護学実習Ⅰを修得見込みの者であること。
    - ③老年看護学実習は、老年看護援助論Ⅱを修得した者であること。
    - ④精神看護学実習は、精神看護援助論Ⅱを修得した者であること。
    - ⑤母性看護学実習は、母性看護援助論Ⅱを修得した者であること。
    - ⑥小児看護学実習は、小児看護援助論Ⅲを修得した者であること。
    - ⑦在宅ケア実習は、在宅看護援助論を修得した者であること。
  - (3) 総合実習は、専門領域の臨地実習をすべて修得した者であること。